

1. 修正箇所一覧

番号	計画本体に記載が必要な事項		修正箇所	
1	地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統（補助系統）の地域の公共交通における位置付け・役割	1-1 補助系統の位置付け	広域幹線、地域内幹線、支線の区分（補助事業の地域内フィーダー系統を示す）	P41 表に整理
		1-2 系統の記載	表と地図との整合（系統名など）	P40 図に系統名を追加
		1-3 補助系統の役割（取組の方向性）	幹線・フィーダーの将来像やデマンド交通等に係る取組の方向性	P41 表に整理
		1-4 確保・維持策の記載	補助系統以外も含めた地域公共交通全体のあらましを記載の上、補助系統の明示	P42 表に整理
		1-5 ネットワークの全体像（地図）	補助系統以外も含めた地域公共交通ネットワークの概要図	P40 図に系統名を追加
		1-6 計画区域の設定（地図）	補助系統を含めるような計画区域の設定	P40 図に計画区域を追加
		1-7 補助系統の位置（地図）	計画区域内での補助系統の位置を地図内に明示	P40 図示に系統名を追加
2	上記の位置付け等を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性	2-1 補助事業の必要性	地域の公共交通ネットワークにおける各補助系統の機能や役割を文章で具体的に記載	P41 文章で整理 P44 文章で整理
3	補助系統に係る事業及び事業主体の概要	3-1 整理対象の事業	補助系統以外も含め、全体の事業内容や事業区分等を記載	P42 表に整理
		3-2 事業主体の記載	主体が行政なのか交通事業者なのかは必ず明記	P42 表に整理
		3-3 補助系統の記載	補助系統の明示	P42 表に整理（フィーダー補助）
		3-4 車両購入費補助に関する記載	車両購入費補助の活用を見込む場合は、その旨、記載	車両購入補助金は未活用のため対象外
4	計画全体の定量的な目標・効果とその評価方法（R2より努力義務化）	4-1 数値指標・目標値	地域公共交通計画全体の定量的な目標を設定	2020年からの5か年計画の4年が経過し努力義務化の位置付のため、目標値等は改訂の対象外とする。
		4-2 個別系統の目標	基本的に個別の補助系統に関する目標・評価手法等は別紙に記載	
		4-3 単位について	利用者（住民）1人当たりでも可	
		4-4 収支について	収支率でも可	P55、P56に目標値・データ取得方法を記載（既存）
		4-5 データ取得方法	具体的なデータ取得方法の記載	



変更前	変更後																													
※ 該当なし	P41 補助系統の位置付け、補助系統の役割、補助事業の必要性の記載																													
※ 該当なし	<p data-bbox="1256 312 1480 331"><b>(4) 村内交通の位置付けと役割</b></p> <p data-bbox="1272 336 1888 355">基本方針及び将来像を踏まえた村内交通の位置付けと役割を以下のとおり整理しています。</p> <p data-bbox="1458 392 1702 411"><b>表 11 村内交通の位置付けと役割</b></p> <table border="1" data-bbox="1249 416 1928 919"> <thead> <tr> <th>位置付け</th> <th>系統</th> <th>利用者</th> <th>役割</th> <th>確保・維持策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域幹線</td> <td>・十勝バス広尾線</td> <td>誰でも利用可 (制限なし)</td> <td>村内から中核都市の帯広市への広域交通</td> <td>・施策④ 乗継利便性向上 ・沿線自治体との運行の赤字補填</td> </tr> <tr> <td>地域内幹線</td> <td>・村民バス</td> <td>誰でも利用可 (制限なし)</td> <td>人口や都市機能が集積する市街地を循環する地域内幹線</td> <td>・施策① 村民バスの路線再編 ・施策③ 運行時刻の見直し ・施策④ 乗継利便性向上</td> </tr> <tr> <td>支線</td> <td>・予約運行型タクシー</td> <td>誰でも利用可 (制限なし)</td> <td>計画区域内の移動支援</td> <td>・施策② 予約運行型タクシー導入 ・施策⑤ アプリ・システム開発 ・施策⑥ 運賃助成の導入 ・地域公共交通確保維持事業を活用し持続的な運行を確保(※)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特定利用者の運送サービス</td> <td>・スクールバス</td> <td>児童・生徒等</td> <td>農村部等に居住する児童・生徒の通学支援</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>・移送サービス ・福祉有償運送等</td> <td>高齢者や障がい者等</td> <td>公共交通の利用が難しい高齢者や障がい者等の移動支援</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1272 954 1843 973">※ 予約運行型タクシー導入における地域公共交通確保維持事業（補助金）の必要性</p> <p data-bbox="1288 986 1917 1034">村民バスは農村部と市街地を結ぶ運行から、地域内幹線と位置付け人口・都市機能が集積する市街地を循環するように路線再編を図ります。</p> <p data-bbox="1288 1046 1917 1094">村民バスの路線再編により交通空白となる農村部は、村民バスを補完する支線として、予約運行型タクシーの導入を図ります。</p> <p data-bbox="1288 1107 1917 1212">人口が少ない農村部を含む計画区域内を対象とする予約運行型タクシーの導入にあたっては、更別村や交通事業者の運営努力だけでは運行の維持が難しいため、国の地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）を活用し、運行を確保・維持する必要があります。</p> <p data-bbox="1570 1347 1597 1366">41</p>	位置付け	系統	利用者	役割	確保・維持策	広域幹線	・十勝バス広尾線	誰でも利用可 (制限なし)	村内から中核都市の帯広市への広域交通	・施策④ 乗継利便性向上 ・沿線自治体との運行の赤字補填	地域内幹線	・村民バス	誰でも利用可 (制限なし)	人口や都市機能が集積する市街地を循環する地域内幹線	・施策① 村民バスの路線再編 ・施策③ 運行時刻の見直し ・施策④ 乗継利便性向上	支線	・予約運行型タクシー	誰でも利用可 (制限なし)	計画区域内の移動支援	・施策② 予約運行型タクシー導入 ・施策⑤ アプリ・システム開発 ・施策⑥ 運賃助成の導入 ・地域公共交通確保維持事業を活用し持続的な運行を確保(※)	特定利用者の運送サービス	・スクールバス	児童・生徒等	農村部等に居住する児童・生徒の通学支援	—	・移送サービス ・福祉有償運送等	高齢者や障がい者等	公共交通の利用が難しい高齢者や障がい者等の移動支援	—
位置付け	系統	利用者	役割	確保・維持策																										
広域幹線	・十勝バス広尾線	誰でも利用可 (制限なし)	村内から中核都市の帯広市への広域交通	・施策④ 乗継利便性向上 ・沿線自治体との運行の赤字補填																										
地域内幹線	・村民バス	誰でも利用可 (制限なし)	人口や都市機能が集積する市街地を循環する地域内幹線	・施策① 村民バスの路線再編 ・施策③ 運行時刻の見直し ・施策④ 乗継利便性向上																										
支線	・予約運行型タクシー	誰でも利用可 (制限なし)	計画区域内の移動支援	・施策② 予約運行型タクシー導入 ・施策⑤ アプリ・システム開発 ・施策⑥ 運賃助成の導入 ・地域公共交通確保維持事業を活用し持続的な運行を確保(※)																										
特定利用者の運送サービス	・スクールバス	児童・生徒等	農村部等に居住する児童・生徒の通学支援	—																										
	・移送サービス ・福祉有償運送等	高齢者や障がい者等	公共交通の利用が難しい高齢者や障がい者等の移動支援	—																										

変更前	変更後																																																															
※ 該当なし	P42 確保・維持策の記載、整理対象の事業、事業主体の記載、補助系統の記載																																																															
※ 該当なし	<p data-bbox="1256 312 1435 331">(5) 村内交通の事業概要</p> <p data-bbox="1294 336 1731 355">村内を運行する交通の事業概要を以下のとおり整理しています。</p> <p data-bbox="1473 392 1680 411">表 12 村内交通の事業概要</p> <table border="1" data-bbox="1249 416 1939 879"> <thead> <tr> <th>系統</th> <th>運行区間 ・エリア</th> <th>事業許可 区分</th> <th>運行態様</th> <th>実施主体</th> <th>運行事業者</th> <th>補助事業 の活用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>十勝バス 広尾線</td> <td>広尾営業所前 ～帯広駅 BT</td> <td>4条乗合</td> <td>路線定期運行</td> <td>交通事業者</td> <td>交通事業者</td> <td>地域間幹線系 統確保補助</td> </tr> <tr> <td>村民バス</td> <td>更別市街地</td> <td>—</td> <td>路線定期運行</td> <td>更別村</td> <td>交通事業者 (委託)</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>予約運行型タクシ-</td> <td>農村部 ⇄市街地</td> <td>4条乗合</td> <td>区域運行</td> <td>更別村</td> <td>交通事業者 (委託)</td> <td>フィーダー補助</td> </tr> <tr> <td>スクールバス</td> <td>更別村全域</td> <td>—</td> <td>路線定期運行</td> <td>更別村</td> <td>交通事業者 (委託)</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>移送サービス 事業</td> <td>自宅 ～医療施設</td> <td>市町村 有償運送</td> <td>区域運行</td> <td>更別村</td> <td>職員等運転手 (委託)</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>福祉有償運送 事業</td> <td>自宅 ～医療施設等</td> <td>市町村 有償運送</td> <td>区域運行</td> <td>民間事業者</td> <td>職員等運転手</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>介護タクシー事 業</td> <td>自宅 ～医療施設等</td> <td>4条乗用 (福祉限定)</td> <td>区域運行</td> <td>民間事業者</td> <td>職員運転手 (経営者)</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>送迎ボランティア 活動</td> <td>自宅 ～医療施設等</td> <td>—</td> <td>村内</td> <td>NPO 法人 サラリ</td> <td>ボランティア運 転手</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1256 884 1585 903">※ 4条乗合：一般乗合旅客自動車運送事業（バス）</p> <p data-bbox="1256 908 1615 927">※ 4条乗用：一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）</p> <p data-bbox="1559 1345 1599 1364">42</p>	系統	運行区間 ・エリア	事業許可 区分	運行態様	実施主体	運行事業者	補助事業 の活用	十勝バス 広尾線	広尾営業所前 ～帯広駅 BT	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	交通事業者	地域間幹線系 統確保補助	村民バス	更別市街地	—	路線定期運行	更別村	交通事業者 (委託)	なし	予約運行型タクシ-	農村部 ⇄市街地	4条乗合	区域運行	更別村	交通事業者 (委託)	フィーダー補助	スクールバス	更別村全域	—	路線定期運行	更別村	交通事業者 (委託)	なし	移送サービス 事業	自宅 ～医療施設	市町村 有償運送	区域運行	更別村	職員等運転手 (委託)	なし	福祉有償運送 事業	自宅 ～医療施設等	市町村 有償運送	区域運行	民間事業者	職員等運転手	なし	介護タクシー事 業	自宅 ～医療施設等	4条乗用 (福祉限定)	区域運行	民間事業者	職員運転手 (経営者)	なし	送迎ボランティア 活動	自宅 ～医療施設等	—	村内	NPO 法人 サラリ	ボランティア運 転手	なし
系統	運行区間 ・エリア	事業許可 区分	運行態様	実施主体	運行事業者	補助事業 の活用																																																										
十勝バス 広尾線	広尾営業所前 ～帯広駅 BT	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	交通事業者	地域間幹線系 統確保補助																																																										
村民バス	更別市街地	—	路線定期運行	更別村	交通事業者 (委託)	なし																																																										
予約運行型タクシ-	農村部 ⇄市街地	4条乗合	区域運行	更別村	交通事業者 (委託)	フィーダー補助																																																										
スクールバス	更別村全域	—	路線定期運行	更別村	交通事業者 (委託)	なし																																																										
移送サービス 事業	自宅 ～医療施設	市町村 有償運送	区域運行	更別村	職員等運転手 (委託)	なし																																																										
福祉有償運送 事業	自宅 ～医療施設等	市町村 有償運送	区域運行	民間事業者	職員等運転手	なし																																																										
介護タクシー事 業	自宅 ～医療施設等	4条乗用 (福祉限定)	区域運行	民間事業者	職員運転手 (経営者)	なし																																																										
送迎ボランティア 活動	自宅 ～医療施設等	—	村内	NPO 法人 サラリ	ボランティア運 転手	なし																																																										

変更前	変更後
-----	-----

P42	P44 補助事業の必要性の記載
-----	-----------------

**施策② 農村部における予約運行型タクシーの導入**

**実施概要**  
**イメージ**

- ・現在、村で独自に運行している村民バスにおいて、農村部を運行する路線は決まった時間に決まったルートを運行しており、散居形態が進行する農村部において、居住者が利用しにくい状況となっています。
- ・農村部に居住する村民が居住場所によらず、生活の足として公共交通を利用することができる環境を構築するために、農村部における村民バスの運行形態を予約運行型交通として運行することを検討します。



農村部で運行する予約運行型交通のイメージ  
 出典：令和元年12月更別村実証運行

**実施エリア** 農村部  
**実施主体** 更別村、交通事業者

**施策② 農村部における予約運行型タクシーの導入**

**実施概要**  
**イメージ**

- ・現在、村で独自に運行している村民バスにおいて、農村部を運行する路線は決まった時間に決まったルートを運行しており、散居形態が進行する農村部において、居住者が利用しにくい状況となっています。
- ・農村部に居住する村民が居住場所によらず、生活の足として公共交通を利用することができる環境を構築するために、農村部における村民バスの運行形態を予約運行型タクシーとして運行することを検討します。
- ・運行を確保・維持していくために、国の地域公共交通確保維持事業（地域内フイーター系統確保維持費国庫補助金）の活用を図っていきます。



農村部で運行する予約運行型タクシーのイメージ  
 出典：令和元年12月更別村実証運行

**実施エリア** 農村部  
**実施主体** 更別村、交通事業者